



▲センターホーム
ページQRコード



エコパーク湖北 建設現場見学会のお知らせ

汚泥再生処理センター

ストックヤード

熱回収施設



開催日時

9月27日(土) 10:00~17:00

- ① 10:00~12:00
- ② 13:00~15:00
- ③ 16:00~17:00



- ★ 各回定員20名程度の完全入替制
- ①、②は小学生対象のワークショップ「Eco-WORKSHOP」を開催します。

参加対象

- ★ 長浜市・米原市に在住の方
- ★ 小学生以上の方
- ※ 左記①、②は小学生と保護者が対象です。(保護者は各ご家庭1名まで)



開催場所

長浜市木尾町
(こもれび苑近く)



申し込み方法

申し込みフォームはこちら →

- ① インターネットによる申し込み
→ 右記QRコードから申込フォームにアクセスしていただき、お申し込みください。 ※「Microsoft Forms」を使用しています。
- ② 電話による申し込み
→ 「湖北広域行政事務センター 施設整備課」への電話にてお申し込みください。
TEL : 0749-62-7146 (受付時間: 平日 8:30~17:15まで)



- ★ 応募締切
7月31日(木) 17:15まで ※各回の定員を上回る場合は抽選となります。
- ★ 当選結果
当選された方には8月22日(金)までにご連絡差し上げます。

是非ご応募
ください!

その他

- ★ 雨天中止の場合は10月ごろに改めて見学会を開催いたします。
- ★ 見学会当日は現地集合・現地解散にてお願いいたします。

問合せ先

施設整備課
TEL : 0749-62-7146



電池が取り外せない小型電子機器 はそのまま 資源ごみ(使用済み乾電池類)へ

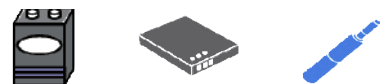
収集車両、処理施設の火災事故防止のためスマートフォンや電動歯ブラシ、電気シェーバーなど充電電池が取り外せない小型電子機器は、令和6年4月から**資源ごみ(使用済み乾電池類)**に分別を変更しています。分別にご協力ください。

これまでも収集していたもの



乾電池

ボタン電池



9V電池 リチウムイオン電池 電子たばこ
充電電池を取り外すことができる小型電子機器(デジタルカメラ、電動工具、携帯電話、コードレス掃除機など)の充電電池

令和6年4月から「使用済み乾電池類」として収集しているもの

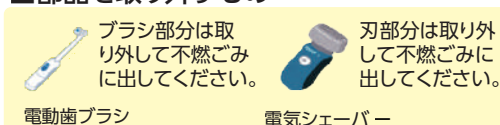
充電電池が内蔵された小型の電子機器のうち、充電電池を容易に外すことができないもの

【主な品目】

■そのまま出せるもの



■部品を取り外すもの



※この品目であっても、充電電池を容易に外すことができるものは対象外です。

出し方

製品の電池が取り外せないか確認してください。



⇒取り外せる製品だった場合

取り外した電池は**資源ごみ**の収集日に**使用済み乾電池類**の収集容器に入れてください。
製品は**不燃ごみ**に出してください。



⇒容易に取り外せない製品だった場合

ブラシや刃など取り外せる部品は外して、製品ごと**資源ごみ**の収集日に**使用済み乾電池類**の収集容器に出してください。
取り外した部品は**不燃ごみ**に出してください。



出し方の注意

- これまでの乾電池やボタン電池、リチウムイオン電池の出し方は変わりません。
- 充電電池が含まれていない製品、容易に取り外すことができる製品は収集できません。**
電池を取り除いたうえで**不燃ごみ**または**粗大ごみ**に出してください。
- その製品の周辺機器(コード・リモコンなど)や箱などの容器は収集できません。

高圧ガス等が入った容器の分別について

スプレー缶類については、穴をあけガスを抜いてから資源ごみとして出していただくようお願いをしていますが、高圧ガスや炭酸ガス等の入った多様な種類の商品が販売されています。このため、ごみとして出す際の方法をお知らせします。



穴をあけて

高圧ガスを使用したスプレータイプの屋内害虫駆除剤です。
穴をあけて資源ごみの「**スプレー缶類**」に出してください。
不燃ごみでは収集できません。



穴をあけて

高圧ガスを使用したプラスチック製容器の染毛剤です。
必ず穴をあけて「**不燃ごみ**」に出してください。
容器が金属缶でないため「**スプレー缶類**」には出せません。



穴あけ不要

美容用品などに使用されている炭酸ガスカートリッジ(ボンベ)です。完全にガスを使い切って「**不燃ごみ**」に出してください。ノズル部分は穴が開いているため、穴あけの必要はありません。



ごみ分別アプリ こほくる〜る

※英語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・中国語に対応した外国語版ごみ分別アプリもあります。



▲iPhone 版



▲Android 版

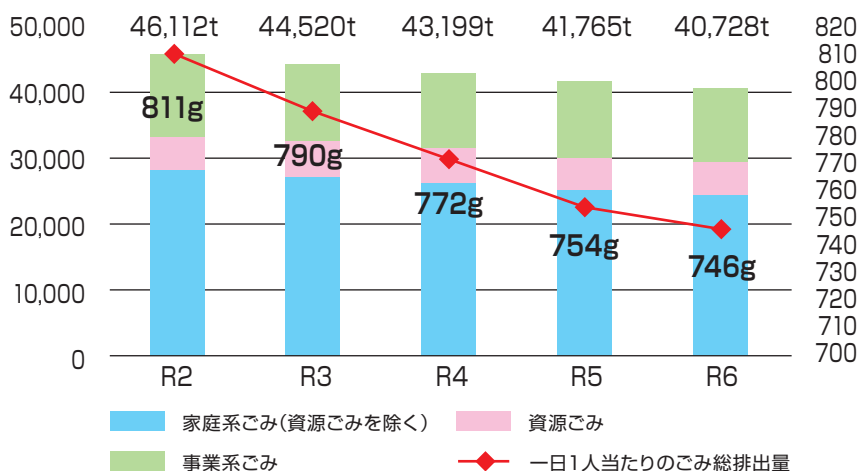
センター公式 LINE

- ★大雪・台風など荒天時の
ごみ収集の中止のお知らせ
- ★新施設整備状況のお知らせ
- ★ごみ減量・分別方法など



令和6年度のごみ総排出量をお知らせします

ごみ総排出量の推移



令和6年度に長浜市と米原市から出されたごみの量は 40,728t で、令和5年度と比べると 1,037 tの減少となりました。具体的には、家庭系ごみ(約 701t)と事業系ごみ(約 181t)を合わせて 882 tの減少となりました。

センターでは令和 11 年度までに、一人1日当たりのごみ総排出量を 730gとする目標を掲げています。その中で令和6年度は中間目標として、一人1日当たりのごみ総排出量を 747gとしていましたが、皆さんのご協力により達成することができました。

ごみ総排出量は、市民の皆さんと各事業者のご協力により年々減少してきています。引き続き、市民お一人おひとりと各事業所の力を合わせて、ごみを少しでも減らしていけるようご協力をお願いします。



『ごみ減少!!今すぐできる3つの取組み』

1. 食品ロスを減らしましょう!
2. 生ごみはしっかりと水切りをしましょう!
3. 資源ごみはしっかりと分別して出しましょう!



資源ごみ・自転車の持ち去り行為が発生しています!



センターが指定した業者ではない者が集積所に適正に出された空き缶や古紙などの資源ごみ、自転車を持ち去る事案が発生しています。こうした資源ごみの持ち去りは、センターの貴重な財源を失うだけでなく、ごみ集積所の管理や市民の皆さまのごみ分別意識を低下させる行為です。

センターでは「湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例」において、ごみ集積所に適正に出された資源ごみを持ち去ることを禁じています。

湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例(抜粋)

第10条の2 排出基準に従って適正に排出された再生資源の所有権はセンターに帰属する。

2 センターおよびセンターの委託を受けた者ならびにセンター管理者が認めた者以外の者は、前項に規定する再生資源を収集し、または運搬してはならない。

市民の皆さまへのお願い

○集積所から資源ごみを持ち去る行為を発見した時はセンター業務課までご連絡ください。

持ち去りがあった日時・場所・車種・車体の色・ナンバー・持ち去り品目が分かる場合は、センター業務課(0749-62-7143)までご連絡ください。ただし、トラブルの発生等为避免するため持ち去り業者に声掛けをして注意したり、不審車両を追跡したりすることはしないでください。

○資源ごみは収集日当日に出してください。

資源ごみの持ち去りは人目のつかない深夜や早朝に起きています。こうした人目のつかない時間帯を避けるため、資源ごみは収集日の朝8時30分までに出してください。



クリーンプラントへの第4日曜日と年末のごみ持ち込みは (不燃・粗大ごみ処理施設) **事前予約制**です

※クリスタルプラザ及び伊香クリーンプラザは、予約なしで持ち込めます

◎予約方法

電話で予約してください。

事前予約専用番号

0749-74-1300

◎予約受付日時

※第4日曜日の場合

○当該月の1日～第4日曜日の2日前まで

(土日祝日は除く)

○受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

◎予約時に必要な情報

- ① ごみの出た場所の住所
- ② 持込者の氏名、住所、電話番号
- ③ 持ち込み希望時間
- ④ ごみの種類 等

◎持ち込み時に必要な情報等

- ① 受付番号（予約時にお伝えします。）
 - ② 持込者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）
 - ③ ごみの出た場所の住所がわかる書類（公共料金の通知書等）
- ※持込者の住所とごみの出た場所が異なる場合

◎注意事項（必ずご確認ください）

① **クリーンプラントへ持ち込めるごみ**：長浜市（※木之本、余呉、西浅井地域を除く）と米原市から発生した家庭ごみに限ります。※ 伊香クリーンプラザへお持ち込みください。

② **持ち込み回数（台数）**：1世帯につき、1日最大2回（台）まで。

③ **聴覚や言語にしょうがいのある方、外国人の方**：ファックス（日本語のみ）で予約ができます。

【予約時に必要な情報】とご自宅のファックス番号を記載のうえ、【予約受付日時】の期間にファックスしてください。

その他の注意事項もありますので、センターホームページをご覧ください。



▲English translation



▲Tradução portuguesa



▲Traducción Española

センターホームページ ▶
問い合わせ先：クリーンプラント
電話：0749-74-3377
FAX：0749-74-3376



浄化槽汚泥処理手数料の徴収について

湖北広域行政事務センターでは、湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正に伴い、令和7年10月1日より、施設へ搬入する収集運搬許可業者から、浄化槽汚泥処理手数料を徴収することと決定しました。ただし、農業集落排水処理施設を除く単独浄化槽、合併浄化槽分は、令和8年4月1日から適用します。

浄化槽汚泥処理手数料

18ℓまでごとに27円

(手数料には消費税及び地方消費税の額を含む)

★第1プラントへの受入は、令和7年9月30日で終了しますが、令和7年10月1日からは新施設汚泥再生処理センターで処理を行います。新施設稼働後の問い合わせ先については、引き続き第1プラントへお願いします。

問い合わせ先：第1プラント ☎0749-79-0181